

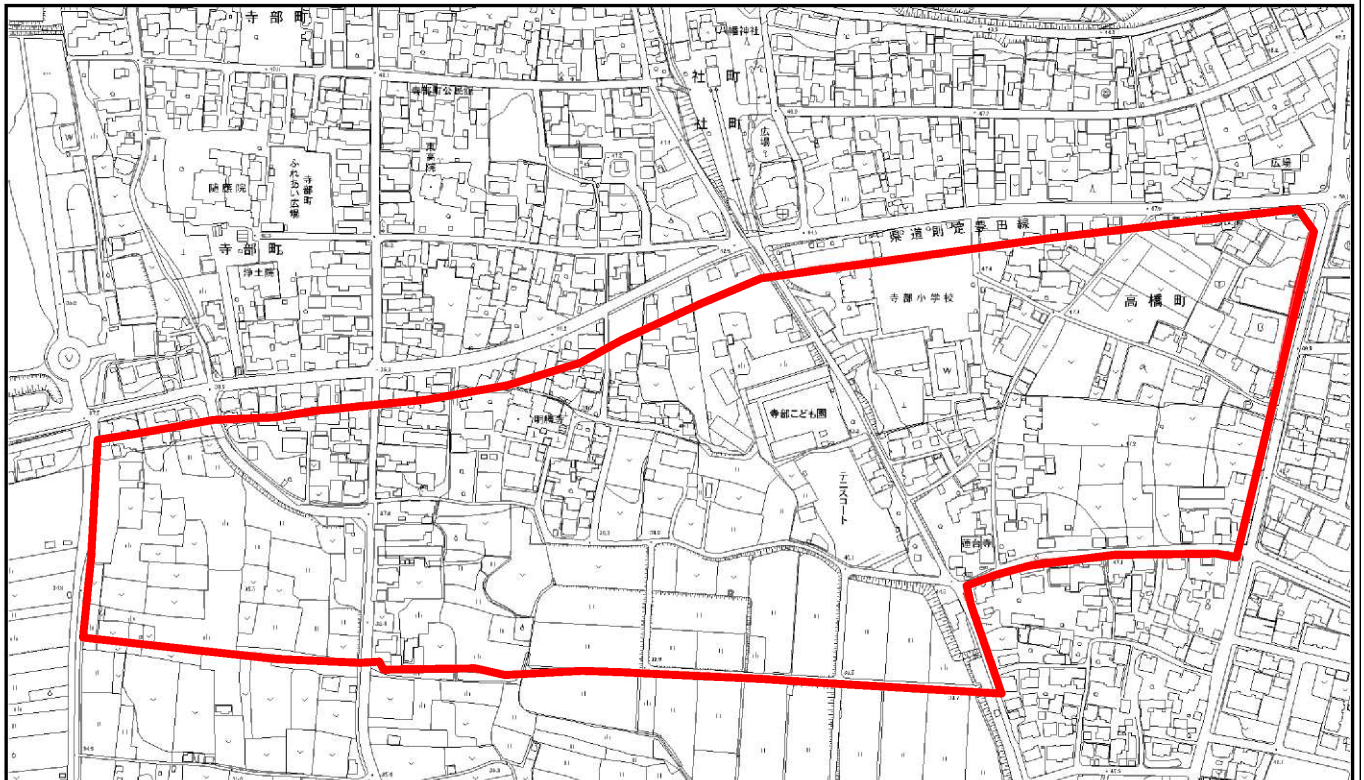
地区計画のルール

て ら べ

寺部地区計画

【平成24年3月23日告示】

名 称	寺部地区計画
位 置	豊田市寺部町3丁目、4丁目、5丁目、高橋町1丁目、2丁目、上野町1丁目、2丁目、千石町2丁目、3丁目の各一部
面 積	約18.4ha



寺部地区計画の区域



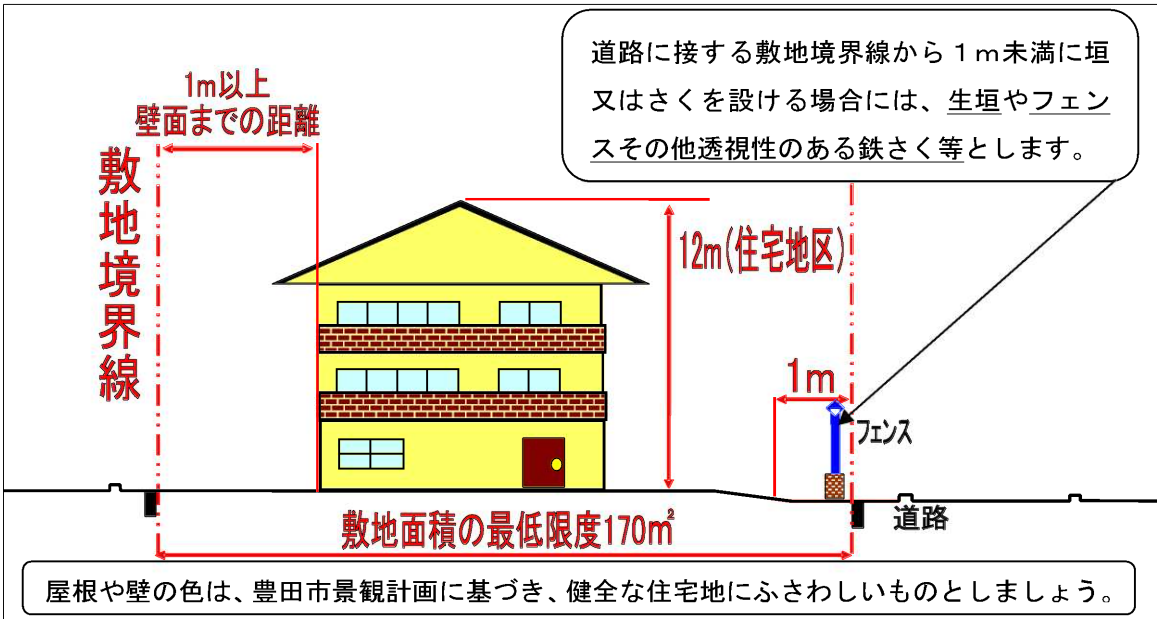
寺部地区まちづくりの目標

周辺の自然環境に配慮するとともに、住宅地にふさわしい良好な居住環境の形成を図り、魅力あるまちづくりを実現するため、地区計画を定め、より良好な住環境を形成します。

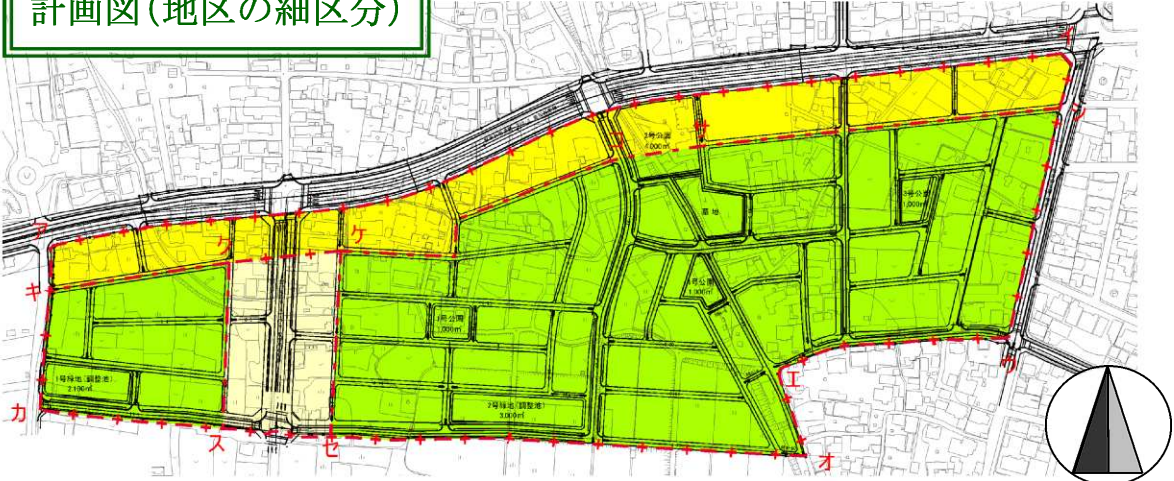
《寺部地区計画における建物に関するルール》

寺部地区では、以下の内容が建物について定められています。

①用途の制限	②敷地面積の最低限度
③壁面の位置の制限	④高さの制限
⑤形態又は色彩、意匠の制限	⑥垣又はさくの構造の制限



計画図(地区の細区分)



地区の細区分	沿道A地区	
	沿道B地区	
	住宅地区	

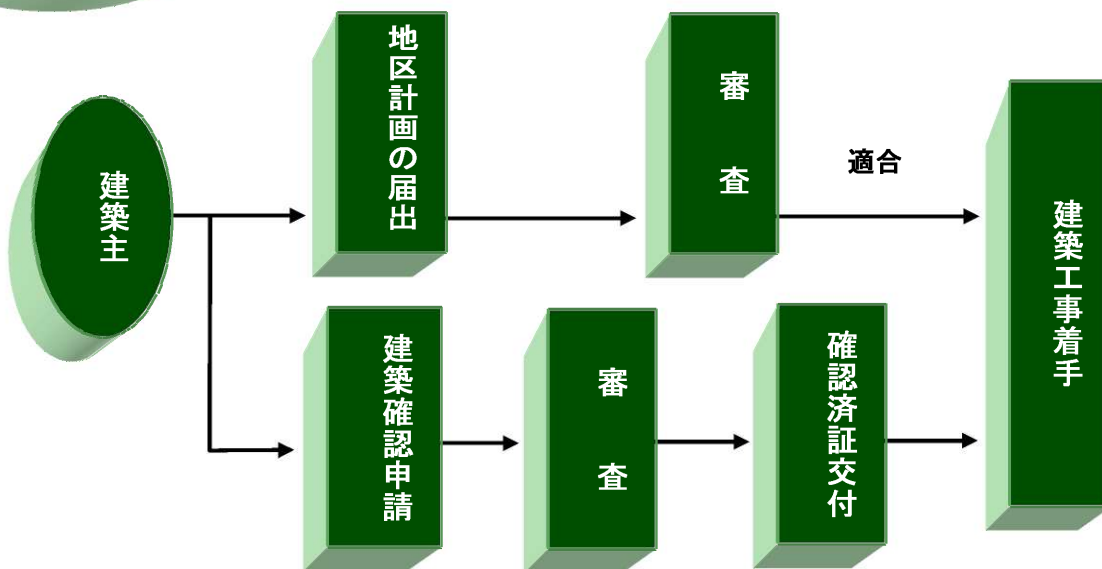
※図上ク～ケ、コ～サは道路の中心線の交点を結ぶ線、その他は道路の中心又は端部が地区の境界となります。
 ※図上の番号は土地地区画整理事業における街区番号です。

寺部地区計画のルール

地区	名称	沿道A地区	沿道B地区	住宅地区
都市計画	面積	約3.6ha	約1.4ha	約13.5ha
	用途地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種中高層住居 専用地域
	建ぺい率	60%	60%	60%
	容積率	200%	200%	150%
地区計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 畜舎で床面積の合計が15㎡を超えるもの 2 ホテル又は旅館 3 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチェンセンター等の運動施設	左記の掲げるもののほか、次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の7の2で定めるものを除く。)	—
	敷地面積の最低限度	170㎡		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁面等」という。)の面から敷地境界線までの距離(以下「後退距離」という。)は1m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。 1 物置、車庫で軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの 2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの 3 建築物の外壁面等から道路の平面交差等により生じる隅切部に係る道路境界線までの距離(当該後退距離が50cm以上のものに限る。) 4 この地区計画の都市計画決定の告示現在において敷地面積が170㎡に満たない敷地における建築物の道路境界線以外の敷地境界線からの距離(当該後退距離が50cm以上のものに限る。) 5 階数が1で壁を有しない車庫		
	高さの最高限度	—		12m
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の色彩及び形態は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。 1 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に規定する景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。		
垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等(基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ(敷地地盤面からの高さをいう。))が0.6m以下のものに限る。以下「フェンス等」という。)としなければならない。ただし、以下のものは、この限りでない。 1 道路境界線から1m未満の距離に設置する門扉であって、当該部分の見附面積の合計が5㎡以下のもの 2 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第17条第1項第19号の規定により設けるもの 3 墓地の垣又はさく(市長が別に定める墓地の構造設備の基準に適合するものに限る。) 4 この地区計画の都市計画決定の告示現在、道路境界線から1m未満に存する垣又はさくであって、フェンス等以外の垣又はさくの設置されている敷地で、あらかじめ市長が指定した敷地において、設置するもの			

届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



お問い合わせ

・まちづくりルールの内容に関すること

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620

・届出や届出書類に関すること

豊田市役所建築相談課 0565-34-6649